

第 6509 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 8月 27日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 事業年度の決め方

Q : 会社を設立しようと思っていますが、事業年度はどのように決めたらいいのですか？

A : 事業年度は、会社の都合のよい期間(1年を超えることはできません)を選んで届出をします。

【解説】

事業年度は、通常、次のように決められています。

- ①定款に営業年度の定めがある場合
その定款に定める営業年度が事業年度となります。
- ②定款に営業年度の定めがない場合
所轄税務署長に対して届け出た営業年度が事業年度となりますが、届出がない場合は、税務署長が営業年度を指定し、それが事業年度となります。
- ③営業年度が1年を超える場合
その営業年度の期間を開始の日以後1年ごとに区分した各期間(最後に1年未満の期間が生じたときは、その1年未満の期間)が事業年度となります。
- ④設立初年度
設立後、最初の事業年度は、設立の日(設立登記の日)から事業年度末日までの期間が1事業年度となります。
なお、決算期は、自由に決められますので、
①在庫の少ない時期、②業務に余裕のある時期、③官公庁の決算期(3月)に合わせるなど、その会社の業種、業態等に応じてもっとも都合のよい時期を選んでください。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

